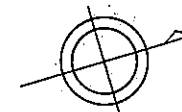
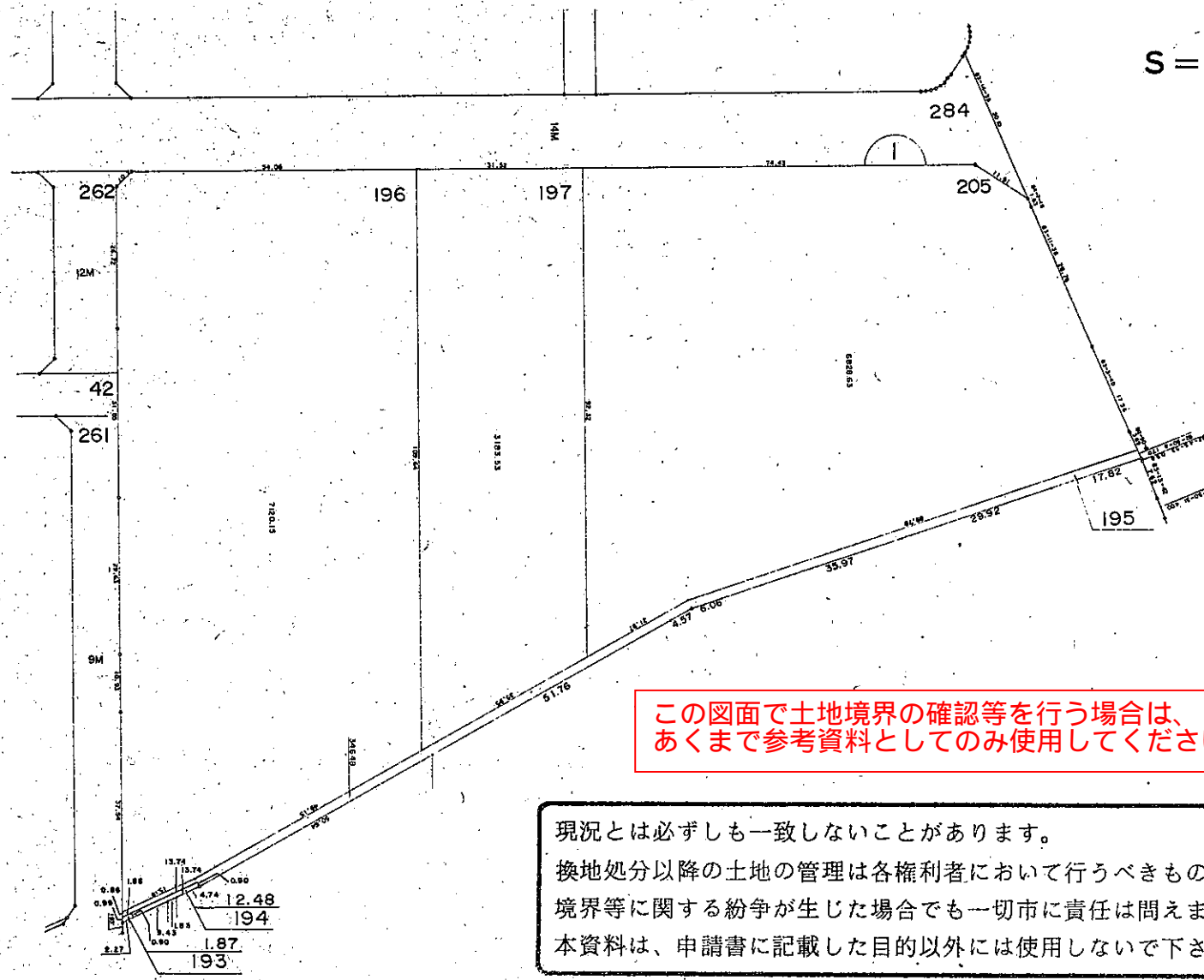


灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中一丁目 196 番地～ 205 番地)



S = 1 : 1,000

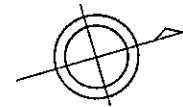


この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

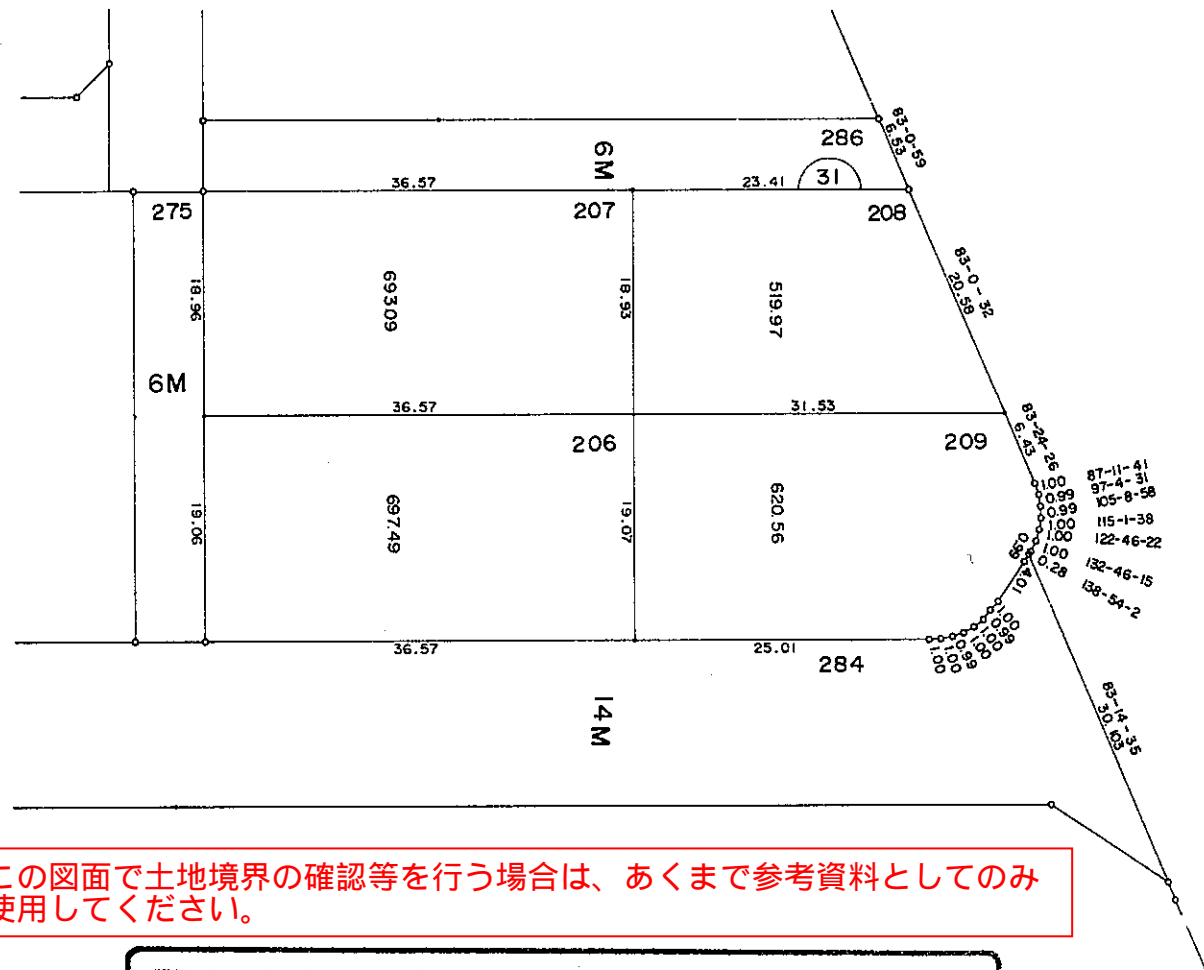
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

凡 例		
——	町 丁 界	
77-1	地 番	
123	面 積	
6.M	街 路 巾 員	

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎中一丁目 206 番地～ 209 番地)



S = 1 : 500



凡 例	
--- --	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

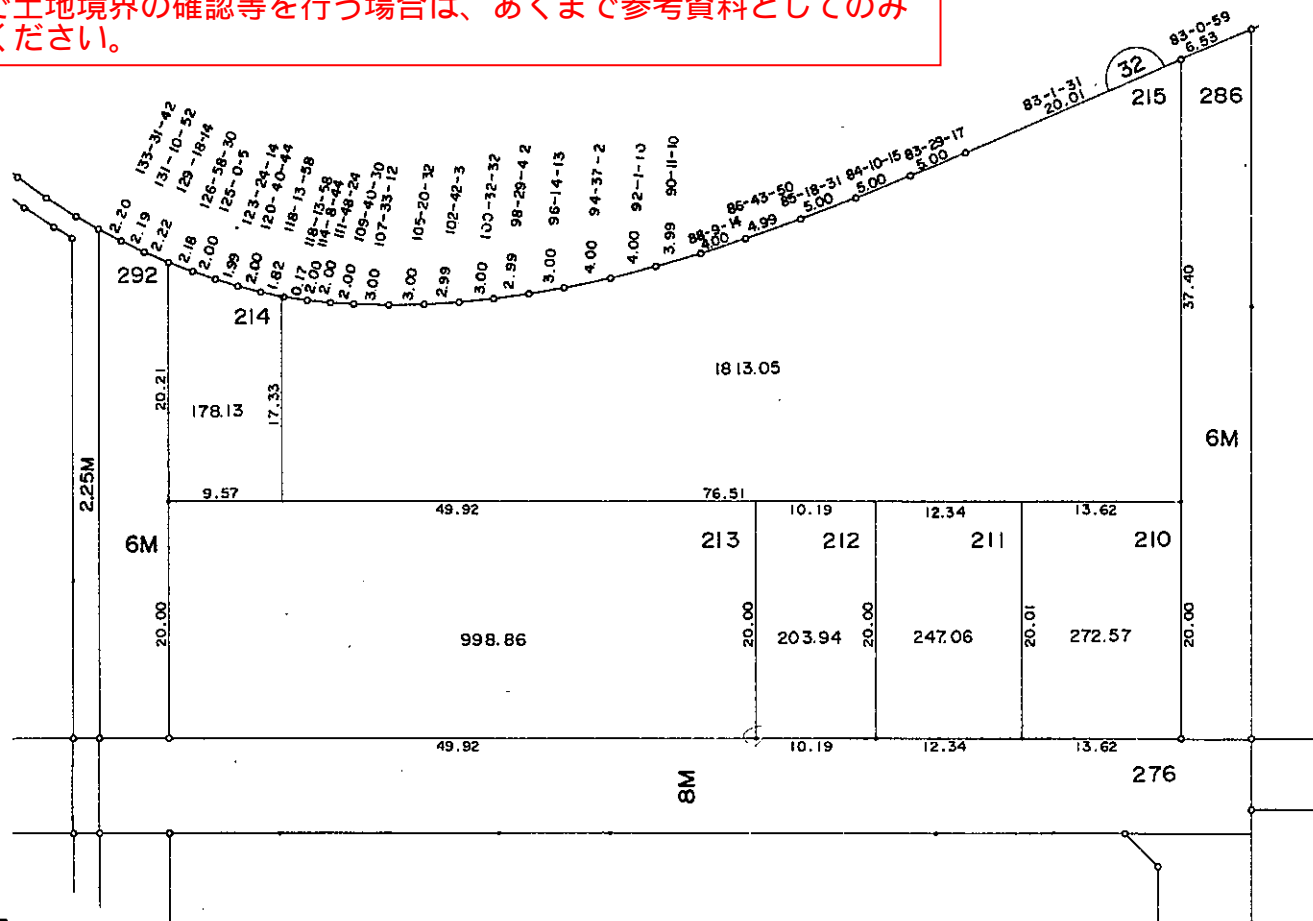
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎中一丁目 210 番地～215 番地)



S = 1 : 500

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてののみ使用してください。

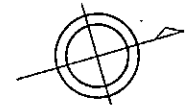


凡 例	
— — —	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

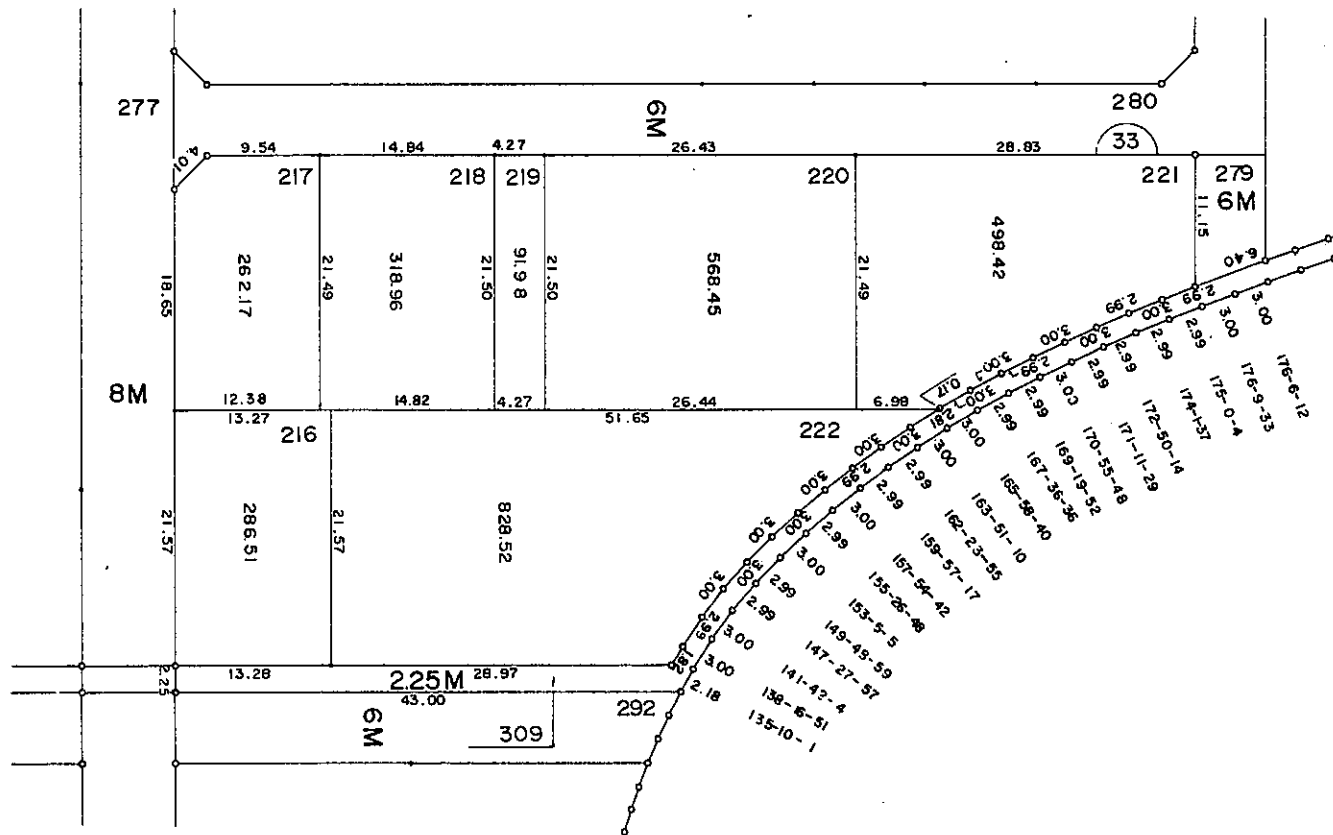
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中一丁目 216 番地～222 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500



凡 例	
———	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

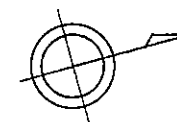
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

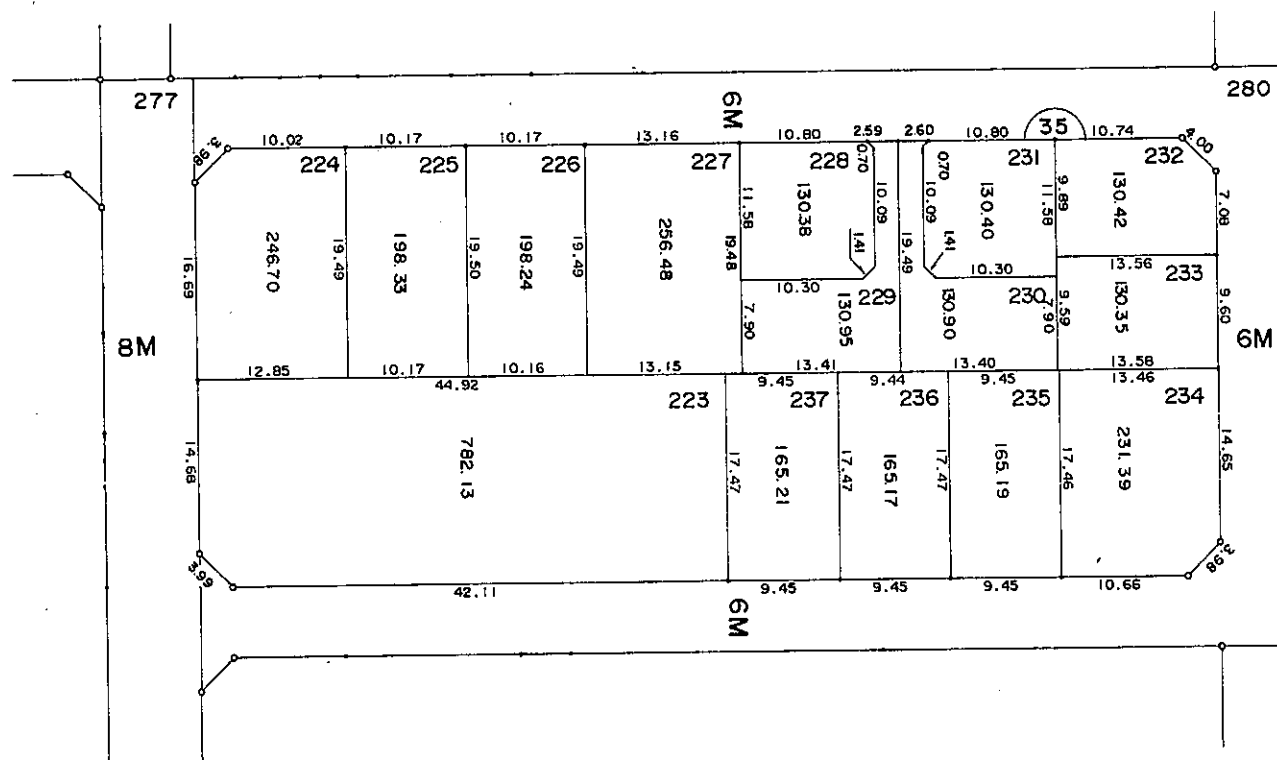
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中一丁目 223 番地～237 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500

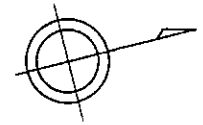


凡	例
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

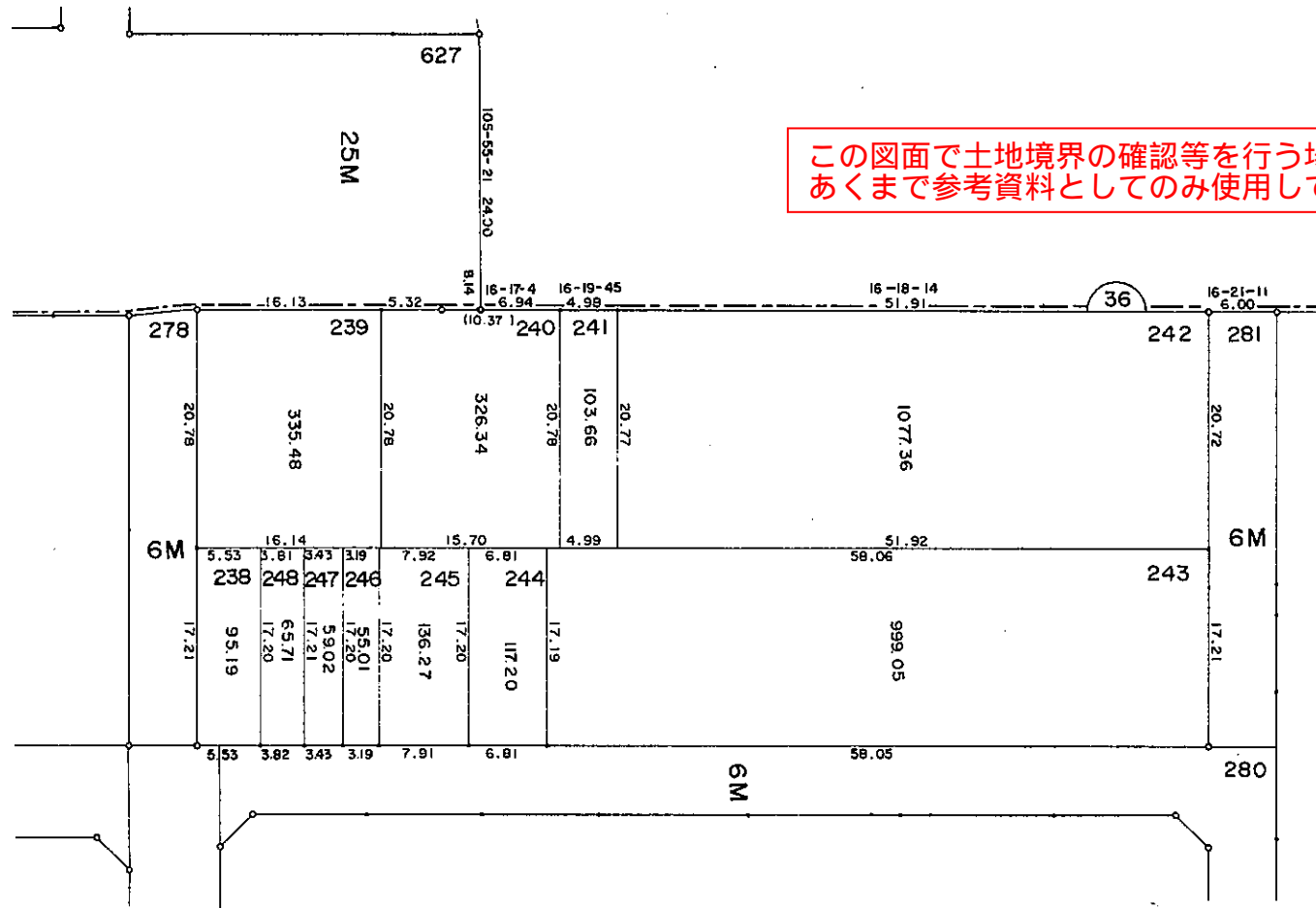
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中一丁目 238 番地～248 番地)



S = 1 : 500

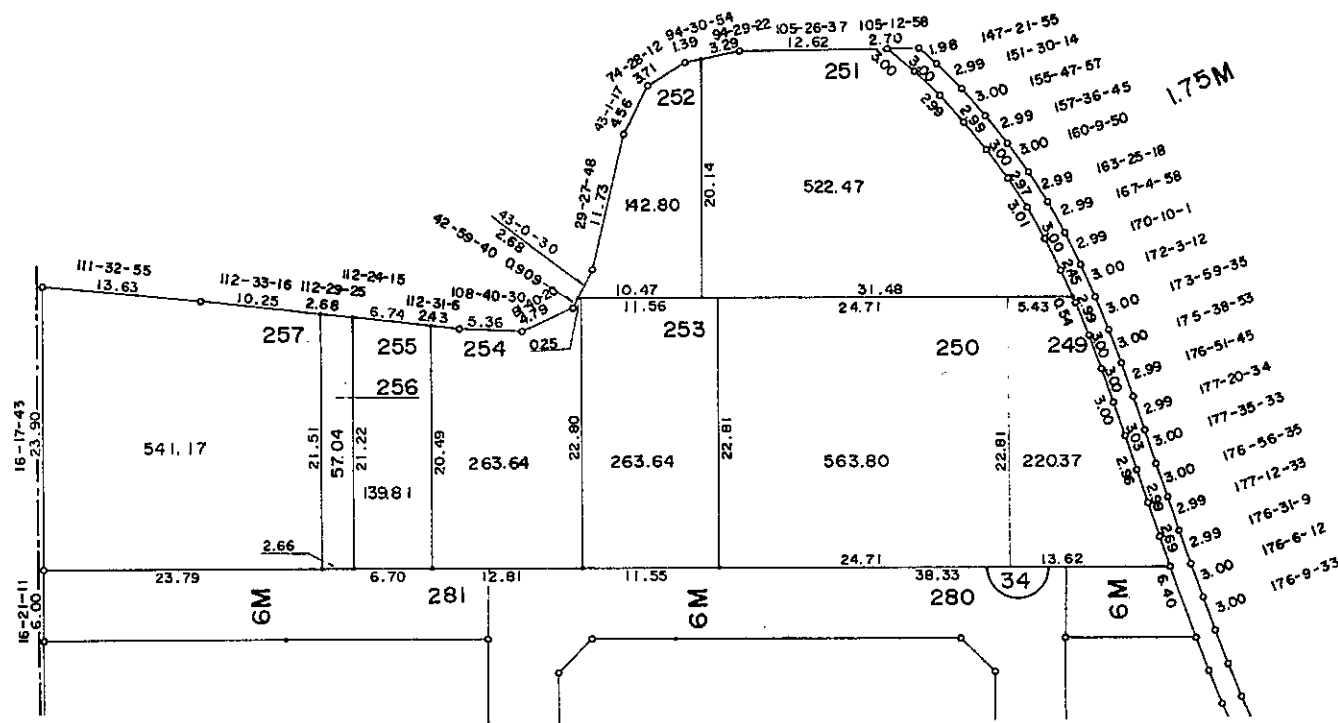
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
-----	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

S = 1 : 500



凡 例	
——	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。